

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長 |
| 2 | 対象税目 | (国3)(法人税:義) (地3)(法人住民税、法人事業税:義、固定資産税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 |
| 3 | 租税特別措置等の内容 | 《内容》 (現行制度の概要) ① 特別償却又は投資税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・措置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の50% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の25% ・税額控除率：機械・装置、開発研究器具・備品 ⇒ 取得価額の15% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の8% (当期法人税額の20%までを限度とする) ② 研究開発税制の特例 国家戦略特別区域法に基づき、①の特別償却を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(50%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。 ・対象設備：機械・装置(4千万円以上) 開発研究用器具・備品(2千万円以上) ・特別償却率：取得価額の50% ・税額控除率：減価償却費の20% ③ 固定資産税の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間当該設備に係る課税標準となるべき価格の2分の1とする制度。 |

| | | |
|---|--------------------|---|
| | | <p>(要望内容)</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 42 条の 10 及び第 68 条の 14 において平成 30 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、平成 32 年 3 月 31 日までとする。</p> |
| | | <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 10、第 68 条の 14 ・租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 27 条の 10、第 39 条の 44 ・租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 20 条の 5、第 22 条の 27 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 15 条第 41 項 |
| 4 | 担当部局 | 内閣府地方創生推進事務局 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期：平成 29 年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～31 年度 |
| 6 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | <p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長)</p> |
| 7 | 適用又は延長期間 | 2 年間(平成 30 年度～平成 31 年度) |
| 8 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 1 条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> |

| | | | <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|---------------------|---|----|-------|----|----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|-------|---|---|---|---|---|---|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標4 国家戦略特区の推進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「2020 年までに、(世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング))において、日本が先進国3位以内に入る(2016 年 10 月公表時 26 位)」及び「2020 年までに、森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」において、東京が3位以内に入る(2016 年 10 月公表時3位)」(未来投資戦略(平成 29 年6月9日))。</p> <p>このランキングにおいて、日本の順位の上昇及び東京の順位を維持することにより、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に世界一ビジネスしやすい環境の整備を行う。</p> <p>国のビジネスのしやすさをランキング化(事業の始め易さ、資金調達、税金など)している世界銀行「Doing Business」(ビジネス環境ランキング)や、より魅力的で高度なビジネススキルを有した人々や企業を世界中から惹きつける都市をランキング化した森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング」で3位以内に入ることは、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済拠点の形成がこれまで以上に図られていることを確認することができるため、これらの達成目標が実現することによって、国民経済の発展及び国民生活の向上が果たされることを測る総合的な KPI として掲げたもの。</p> <p>一方で、本税制の目的と近い関係にある達成目標として、「今後 3 年間(2016・2017・2018 年度)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す」(日本再興戦略 2016)も掲げる。本税制措置における直接的な効果については、建物など大型の設備投資案件もある中で、設備投資額の増額目標に貢献していく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>具体的な実績としては、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいては、平成 27 年は 24 位(先進国中)、平成 28 年は 26 位(先進国中)となっており、世界の都市総合力ランキングにおいては、平成 27 年は4位、平成 28 年は 3 位となっており、現段階でまだ途中経過であるが、目標実現に寄与している。</p> <p>今後も各特区からの調査結果では設備投資の見込案件があることから、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成が図られることで、民間投資、経済活動の活性化を促し、本特例措置を通じて達成目標の実現を目指していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>《延長分》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 区分 | | | | | | | 適用法人数 | 0 | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 |
| 年度 | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用法人数 | 0 | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------|--|-------|----|----|-----|-------|--------|
| | | 適用額 | 0 | 42 | 19 | 539 | 1,738 | 16,871 |
| | | (注)算定根拠については、別紙 1 参照 | | | | | | |
| | | <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの。</p> <p>各特区へ適用見込法人数及び、各法人の投資見込額を照会し、各年度で合算。(固定資産税については評価を実施していない。)</p> <p>(適用法人数)認定区域計画に定められた法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p> <p>○前回評価(平成 27 年度)時における適用数の将来予測と実績 (前回の将来予測)平成 28 年度の適用見込数: 4 件</p> <p>・平成 28 年度においては、医療事業を行う 4 社で設備投資を見込んでいたが、うち 2 社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。 また、残りの 2 社については、指定金融機関からの貸付を受けることができないことを理由に事業実施計画の確認の申請取り下げなどがあったため、計画の認定を見送ったことによるもの。</p> | | | | | | |
| | ② 減収額 | 《延長分》 (単位: 百万円) | | | | | | |
| | | 年度 | 平成 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | | 区分 | | | | | | |
| | | 法人税 | 0 | 12 | 4 | 500 | 1,692 | 5,767 |
| | | 法人住民税 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 235 |
| | | 法人事業税 | 0 | 2 | 1 | 1 | 2 | 520 |
| | | (注)算定根拠については、別紙 1 参照 | | | | | | |
| | | <p>※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したものの。</p> <p>①前回評価(平成 27 年度)時における減収額の将来予測と実績 (前回の見込額)平成 27 年度(法人税: 56 百万円) 平成 28 年度(法人税: 577 百万円)</p> <p>・平成 27 年度においては、医療機器開発事業による設備投資を見込んでいたが、事業スケジュールに変更があり、設備投資時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。</p> <p>・平成 28 年度においては、医療事業を行う 4 社からの設備投資を見込んでいたが、うち 2 社については、事業スケジュールに変更があり、設備導入時期が翌年度にずれ込んだことが影響している。</p> <p>また、残りの 2 社については、指定金融機関からの貸付を受けることができ</p> | | | | | | |

| | | |
|--|---------------------|---|
| | | <p>ないことを理由に事業の申請取り下げなどがあったことにより、計画の認定を見送ったことによるもの。</p> <p>②過去の実績と29年度以降の減収見込額の乖離について 過去の実績と比較すると法人数の伸びは1～3件であるが、29年度～30年度においては、各年で大型投資となる建物の建設に対しての設備投資を見込んでいる法人がある。 また、過去の実績に比べて、1法人が投資する設備の件数が多くなることも一因となっている。</p> |
| | <p>③ 効果・税収減是認効果</p> | <p>《効果》</p> <p>○政策目的達成の実現状況 平成26年5月、平成27年8月、平成28年1月と3次にわたり国家戦略特別区域として10区域が指定され、設備投資に係る課税の特例4事業を含む242事業について認定を行った。さらに、集中取組期間の集大成として、本年3月には、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年6月に成立したところである。 これらの新たな規制改革等を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成28年度までは、4件の法人指定、170百万円の設備投資の実績があり、平成29年度から平成31年度までは7件の法人指定、111,368百万円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。 本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本要望の実現により、2年間で8,985百万円の減収が見込まれるものの、5件の法人指定、105,685百万円の設備投資が見込まれている。 国家戦略特区における認定区域計画に基づき、産業の国際競争力の強化や国際経済拠点形成に資すると認められた特定事業を行う企業の設備投資を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、平成28年度までに183百万円の民間投資を生じさせた。さらに平成31年度までに、111,418百万円の民間投資を促進するため、3年間の設備投資目標達成に至る一環として寄与するものである。 また、設備投資を通じて革新性のある特定事業を推進する環境が整うため、規制・制度改革と併せて国家戦略特区の目的である「世界で最もビジネスをしやすい環境の整備」に資することから、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキング</p> |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|--|
| | | | の順位上昇が予測される。 |
| 10 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によることが妥当である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定(別紙2及び3)されており、必要最小限の措置である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p> |
| 11 | 有識者の見解 | | — |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成 27 年8月(平成 27 年内閣 10) |

(別紙 1)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|-------|----------|---------|
| ① 適用法人数 | 0 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 0 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 0 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 0 百万円 | | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 0 百万円 | | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 0 百万円 | | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 0 百万円 | | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 0 百万円 | | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 0 百万円 | | ②×税率 |

○平成 27 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|--------|--------------------|---------|
| ① 適用法人数 | 2 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 39 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 3 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 15 百万円 | 12 百万円+1 百万円+2 百万円 | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 12 百万円 | 39 百万円×23.9%+3 百万円 | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 1 百万円 | 39 百万円×23.9%×12.9% | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 2 百万円 | 1 百万円+1 百万円 | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 1 百万円 | 39 百万円×3.1% | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 1 百万円 | 39 百万円×2.9% | ②×税率 |

○平成 28 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|-----------|-----------------------|---------|
| ① 適用法人数 | 1 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 19.22 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 0 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 6 百万円 | 4 百万円+1 百万円+1 百万円 | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 4 百万円 | 19.22 百万円×23.4%+0 百万円 | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 1 百万円 | 19.22 百万円×23.4%×12.9% | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 1 百万円 | 0 百万円+1 百万円 | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 0 百万円 | 19.22 百万円×1.9% | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 1 百万円 | 19.22 百万円×2.9% | ②×税率 |

○平成 29 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|------------|---------------------------|---------|
| ① 適用法人数 | 4 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 51.50 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 488.04 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 502 百万円 | 500 百万円+1 百万円+1 百万円 | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 500 百万円 | 51.5 百万円×23.4%+488.04 百万円 | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 1 百万円 | 51.5 百万円×23.4%×7.0% | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 1 百万円 | 0 百万円+1 百万円 | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 0 百万円 | 51.5 百万円×0.7% | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 1 百万円 | 51.5 百万円×2.9% | ②×税率 |

○平成 30 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------------------|---------|
| ① 適用法人数 | 4 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 60 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 1,678.32 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 1,695 百万円 | 1,692 百万円+1 百万円+2 百万円 | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 1,692 百万円 | 60 百万円×23.2%+1,678.32 百万円 | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 1 百万円 | 60 百万円×23.2%×7.0% | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 2 百万円 | 0 百万円+2 百万円 | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 0 百万円 | 60 百万円×0.7% | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 2 百万円 | 60 百万円×2.9% | ②×税率 |

○平成 31 年度

| 区分 | 数値 | 出典・計算式等 | 備考 |
|-----------|--------------|-------------------------------|---------|
| ① 適用法人数 | 4 件 | 特区に対する調査 | |
| ② 特別償却実施額 | 14,459 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ③ 税額控除実施額 | 2,412.08 百万円 | 特区に対する調査 | |
| ④ 減収額 | 6,522 百万円 | 5,767 百万円+235 百万円+520 百万円 | ⑤+⑥+⑦ |
| ⑤ 法人税 | 5,767 百万円 | 14,459 百万円×23.2%+2,412.08 百万円 | ②×税率+③ |
| ⑥ 法人住民税 | 235 百万円 | 14,459 百万円×23.2%×7.0% | ②×税率×税率 |
| ⑦ 法人事業税 | 520 百万円 | 101 百万円+419 百万円 | ⑧+⑨ |
| ⑧ 所得割 | 101 百万円 | 14,459 百万円×0.7% | ②×税率 |
| ⑨ 地方法人特別税 | 419 百万円 | 14,459 百万円×2.9% | ②×税率 |

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み（取得価額、区域認定法人）

（別紙2）

単位（百万円）

| | 東京圏 | 関西圏 | 新潟市 | 養父市 | 北九州市・福岡市 | 沖縄県 | 仙北市 | 仙台市 | 愛知県 | 今治市・広島県 | 合計 |
|----------------|-----------------|-----------------|-------------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|---------|-------------------|
| 平成26年度 （実績） | 0 | 0 （1法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 （1法人） |
| 平成27年度 （実績） | 0 | 39 （1法人） | 20 （1法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 （2法人） |
| 平成28年度 （実績） | 0 | 111 （1法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111 （1法人） |
| 平成29年度 （見込） | 60 （2法人） | 5,623 （0法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,683 （2法人） |
| 平成30年度 （見込） | 724 （2法人） | 17,000 （1法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,724 （3法人） |
| 平成31年度 （見込） | 87,961 （2法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87,961 （2法人） |
| 合計 | 88,745 （6法人） | 22,773 （4法人） | 20 （1法人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111,538 （11法人） |

延長要望期限までの租税特別措置の活用実績と見込み(区域認定法人)

(別紙3)

| 対象分野・事業 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 合計 |
|-----------------|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医療(施行規則第1条第1号イ) | | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 6 |
| (1) | 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造 | | 1 | | | 1 | | 2 |
| (2) | 高度再生医療の研究開発・製造 | | | 1 | | | | 1 |
| (3) | 医療・介護用ロボットの研究開発・製造 | | | | | | | 0 |
| (4) | 高度医療の治験・臨床研究 | | | | 1 | | | 1 |
| (5) | 医療情報システムの研究開発 | | | | | | | 0 |
| (6) | 高度医療施設の整備・運営 | | | | | | | 0 |
| (7) | 高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営 | | | | | | | 0 |
| (8) | 高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供 | | | | | | | 0 |
| ◆(イ) | 難治性疾患に係る先端的な医薬品の研究開発・製造 | | | | | | | 0 |
| ◆(ロ) | 難治性疾患に係る先端的な再生医療の研究 | 1 | | | 1 | | | 2 |
| ◆(ハ) | 低侵襲性診断・治療に係る先端的な医療機器の研究開発 | | | | | | | 0 |
| 国際(施行規則第1条第1号ロ) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| (1) | 多国籍企業が行う統括事業 | | | | | | | 0 |
| (2) | MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営 | | | | | 2 | 2 | 4 |
| (3) | 国際会議に参加する外国人に対するサービス提供 | | | | | | | 0 |
| (4) | 外国語教育 | | | | | | | 0 |
| (5) | インターナショナルスクールの整備 ※貸付けの場合 | | | | | | | 0 |
| (6) | 外国語による医療の提供 | | | | | | | 0 |
| (7) | 外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営 | | | | | | | 0 |
| (8) | 外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート | | | | | | | 0 |
| (9) | 外国人向けサービスアパートメントの整備・運営 | | | | | | | 0 |
| 農業(施行規則第1条第1号ハ) | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 高付加価値化、6次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用 | | | | | | | 0 |
| ◆(ニ) | 革新的ICT農業の研究開発 | | 1 | | | | | 1 |

「◆」は、特定中核事業(施行規則第1条第2号)。